

社会福祉法人の課題と展望Ⅱ：  
特別養護老人ホームと保育園の運営をめぐる比較分  
析を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田邊, 隆聖 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/7094">http://hdl.handle.net/2297/7094</a>

# 社会福祉法人の課題と展望 II

## —特別養護老人ホームと保育所の運営をめぐる比較分析を中心に—

社会環境科学研究科地域社会環境学専攻

田 邊 隆 聖

### Social Welfare Corporation: Current Issues and Outlook II

#### - A Comparative Study on Operating a Special Nursing Home Facility for the Elderly and Pre-school -

TANABE Ryusho

#### Abstract

Today, a social welfare corporation stands at a turning point; whether it should operate as "for profit organization" or as an organization whose mission is to uphold and serve the citizen's rights. I focus on discussing the problems and the outlook of social welfare corporation from the latter's point of view.

In this paper, the social welfare corporations operating the pre-school, previously excluded from the discussion, are newly added to the assessment. As we enter an era of society with increasing aged population and decreasing childhood population, I feel it is necessary to include the social welfare corporation operating the pre-school facility in the analysis just as much as the ones operating the elderly homes.

The primary data evaluated is the "current status report of the social welfare corporation" (as of March 31, 2006) regarding special nursing home and pre-school facilities and those financial attachments, which I requested the Governor of "A" prefecture for disclosure as a public document. "The payroll costs" from each organization were added to the above analysis to illuminate the issue from the perspective of financial operations.

#### Key Words

Social Welfare Corporation, Nursing Home Facility for the Elderly, Pre-school

## はじめに

いわゆる構造改革を背景にした社会福祉基礎構造改革は、わが国の社会福祉制度に多大な影響を及ぼした。それは同時に我が国の社会福祉事業の中心を担ってきた社会福祉法人のあり方を問い直すものでもあった。規制緩和の中で公益性を担う社会福祉法人はいかなる方向へ進む必要があるのか。本稿は、その方向性を知るための一助として

社会福祉法人の課題と展望について考察するものである。

## 1. 問題の所在と視点

筆者は、前稿<sup>1)</sup>で社会福祉法人の課題と展望について分析を行った。そこでは、社会福祉法人制度創設の歴史的経緯を明らかにし、特別養護老人ホームを有する社会福祉法人運営の問題点を財務

諸表から分析した。そこから得られたことは特養運営法人の80%以上が施設整備にかかる負債を有しており、その返済を続けながら事業展開をしていること。そして介護保険制度が、費用負担を国から利用者個人へと転嫁している実態であった。

いま社会福祉法人は、大きな岐路に立っている。すなわち一般営利法人と同じ方向に進むのか、それとも国民の権利保障を“になう”<sup>2)</sup>存在として進むのか。筆者は、後者の立場から社会福祉法人の課題と展望について明らかにしようと考えている。

本稿では、前回検討することのできなかった保育所を有する社会福祉法人を新たな分析対象として加えた。その理由は、少子高齢社会の到来に鑑み高齢者のみならず保育を担う社会福祉法人を対象とする必要性<sup>3)</sup>を感じたからである。

分析の主たる資料は、筆者がA県知事宛に公文書開示請求した特養と保育所にかかる「社会福祉

法人現況報告書」(2006年3月31日現在)<sup>4)</sup>とそれに添付された財務諸表である。また各法人の人件費支給実態を財務の側面から明らかにするために、同諸表より特養ならびに保育所の「人件費支出」を検討項目として付け加えた。また、社会福祉法人考察の新たな視点として、各法人の事業内容から「複合型」「半複合型」「単一型」という法人タイプの分類をおこない、特養と保育所を運営する社会福祉法人の特質を明らかにした。

## 2. 特養を運営する社会福祉法人の状況分析

本章で分析の対象とするのは、A県に所在する特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)を運営する社会福祉法人の類型、規模、負債の状況である。

### a. 社会福祉法人(特養)の類型分析

(表1)は、2006年に提出された「社会福祉法人現

(表1) 特養運営法人の純資産総額と負債の状況(2006.3.31)

法人	型	純資産総額 円	借入金計 円	比率 %	法人	型	純資産総額 円	借入金計 円	比率 %
特01	複	866,376,603	286,400,000	33.06	特28	複	988,766,000	有	不明
特02	複	1,329,437,191	43,500,000	3.27	特29	半	1,249,961,824	139,155,000	11.13
特03	複	1,095,478,510	325,548,000	29.72	特30	半	819,971,952	有	不明
特04	半	681,129,000	0	0.00	特31	単	632,778,869	390,210,000	61.67
特05	単	185,601,971	0	0.00	特32	半	795,581,000	374,800,000	47.11
特06	複	1,084,395,253	919,060,000	84.75	特33	半	407,721,652	0	0.00
特07	半	816,756,000	6,870,000	0.84	特34	複	576,240,363	292,656,000	50.79
特08	単	279,743,000	0	0.00	特35	複	885,070,401	485,899,000	54.90
特09	単	474,484,000	0	0.00	特36	単	545,512,746	264,210,000	48.43
特10	単	499,432,284	109,500,000	21.92	特37	単	304,238,938	613,641,000	201.70
特11	複	989,503,155	632,940,000	63.97	特38	半	209,510,653	16,100,000	7.68
特12	半	929,627,735	0	0.00	特39	半	382,612,649	525,780,000	137.42
特13	複	938,859,112	6,920,000	0.74	特40	半	不備	65,000,000	不備
特14	半	1,053,424,000	36,000,000	3.42	特41	半	791,631,318	0	0.00
特15	複	2,482,546,376	60,000,000	2.42	特42	複	4,686,339,000	302,500,000	6.45
特16	半	962,278,000	有	不明	特43	複	511,511,104	675,000,000	131.96
特17	半	815,553,569	75,970,000	9.32	併01	複	820,406,982	0	0.00
特18	半	827,091,059	36,750,000	4.44	併02	複	1,102,634,082	228,750,000	20.75
特19	半	1,086,924,356	0	0.00	併03	複	2,544,336,000	74,850,000	2.94
特20	半	1,595,568,000	有	不明	併04	複	3,807,729,274	394,730,000	10.37
特21	半	1,158,886,000	7,460,000	0.64	併05	複	875,060,220	613,002,000	70.05
特22	複	1,315,253,000	815,838,000	62.03	併06	複	1,244,532,015	45,018,000	3.62
特23	半	1,287,566,000	229,152,000	17.80					
特24	半	538,773,458	29,000,000	5.38					
特25	半	1,177,537,076	99,500,000	8.45					
特26	半	778,233,000	122,000,000	15.68					
特27	半	848,984,000	150,000,000	17.67					

#### a. 類型別負債状況

「複合」型 18法人(45.00%)  
「半複合」型 18法人(45.00%)  
「単一」型 4法人(10.00%)

40法人(100.00%)

(出所:「報告書」より筆者が作成)

況報告書(以下「報告書」と略記)から筆者が作成したものである。「法人」欄の「併」とあるのは、保育所を併設する法人をあらわしている。「類型」中の「単」とあるものは、特養を1施設のみ運営し、附帯事業としてデイサービス、ショートステイ等を実施している「単一」型法人をあらわしている。「半」とあるものは、単一法人が公益事業、すなわち訪問看護事業、訪問介護事業、訪問入浴事業、居宅介護支援等を実施している「半複合」型法人をさしている。「複」とあるものは特養を複数運営するか、特養とケアハウス、養護老人ホーム等の老人福祉施設や他の社会福祉施設等を運営している「複合」型法人をあらわしている。「報告書」によると、特養運営にかかる社会福祉法人は49法人で、51施設が存在しており、その利用定員は3,645名となっている。

法人類型別では、「半複合」型が23法人で、全体の46.94%を占めて最も多く、次いで「複合」型が19法人で38.78%と多い。そして「単一」型が7法人で全体の14.29%と少ない。

社会福祉法人の状況をあらわす表現として、ひとつの法人が単一の施設のみを運営するいわゆる「一法人一施設」といわれたことがあった。しかし少なくとも特養を運営する社会福祉法人にあっては、単一施設だけを運営するものは全体の約15%程度にとどまり、複数以上の施設や事業を多角的に運営する法人や特養以外の公益事業を実施する法人へとシフトしていることが窺えよう。その一因として、要介護者の当該事業所への「囲い込み」が考えられる<sup>5)</sup>。

## b. 社会福祉法人(特養)における施設規模の類型別分析

### i) 純資産規模の類型別分析

ここでは、特養を運営する社会福祉法人の規模を純資産総額を対象に分析する。純資産総額とは、年度末より2ヶ月以内にその額の登記が義務づけられている資産の総額をいう(組合等登記令第6条3項)。特養を運営する全法人のうち、純資産規模の最大は、46億8633万9000円(「特42」)で、最小

は1億8560万1971円(「特04」)であり、両者の格差は25.25倍である。

類型別にみると、「複合」型の19法人の純資産総額の最大のもの46億8633万9000円、最小のものは5億1151万1104円である。その平均は、14億8128万8139円である。当該類型に属する法人のうち最大と最小では、約9.16倍の純資産規模の差異が認められる。

次に「半複合」型に分類できるのは23法人であるが、資料不備の法人を除外し22法人をみると、純資産総額の最大のもの15億9556万8000円、最小は2億951万653円である。その平均は、8億7342万3741円である。また純資産総額の最大と最小の差異は、約7.62倍である。

「単一」型に分類される7法人の純資産総額の最大のもの6億3277万8869円で、最小のものは1億8560万1971円である。平均は、4億1739万8830円である。当該類型に属する法人の最大と最小の差異は、3.41倍である。

純資産総額にみる法人類型内の格差は、「複合」型から「半複合」型、そして「単一」型法人へと事業規模が小さくなるに従って類型内格差も少なくなっている。

### ii) 定員規模の類型別分析

次に定員規模を見ておこう。前後するが(表3, 4, 5)にそれぞれの法人類型毎の定員を記しておいた。法人全体では、最大が150名、最小で30名の定員である。類型別では、「複合」型法人の最大が150名、最小が50名で、平均値は72.26人である。「半複合」型法人では、最大で110名、最小が30名で、平均値は74.09人であり、平均定員は「複合」型法人より若干多くなっている。また「単一」型法人では、最大で80名、最小が50名であり、平均値は66.00人となっており他類型より少ないのが特徴である。

## c. 社会福祉法人(特養)における負債の類型別分析

(表1)に戻り、法人の借入金(設備資金借入金等)をみると、49法人のうち借入金を有するものは41法人で、全体の83.67%を占めている。表中

の「有」とあるものは、貸借対照表の記載が不十分で、その負債総額は不明である。そこで収支計算書を検討したところ「借入金元金償還金支出」項目（借入金返済科目）に支出記載があったことから負債を有するものと判断した。特養運営の80%を超える法人が債務を有していることが特徴的である。

負債を有する法人の類型分析では、「複合」型の19法人のうちすべてが負債を有しており、「半複合」型は23法人中18法人(78.26%)で、「単一」型が7法人中4法人(57.14%)に負債がある。また負債残高であるが、残高不明の法人を除く36法人の最高額が9億1906万円、最少額が687万円となっており、その平均は2億7191万806円である。

さらに純資産総額(資産の総額)に対する借入金比率をみてみると、借入金合計が判明している36法人のうち、その比率が50%を超えるものが11法人存在(30.56%)しており、借入金が純資産を上回るものが、4法人(11.11%)見いだせる。これらはいずれも、近年建築された「新型特養」か新基準で増設された施設と考えられ、負債の主たる原因は施設建築にかかる借入金と思われる。たとえば「併05」法人は、2004年4月1日以降に利用定員を30名増員したため新たな借入をしたと推測される。前稿で分析した2004年3月31日時点の同法人の純資産総額は7億6911万2335円で、借入金残高は2億4958万1000円であったが、2006年3月31日現在では純資産総額が8億7506万220円に増える一方で、借入金残高も6億1300万2000円に増大している。

なお今後特養を新設する新規法人にあつては、一般的に借入金額が増大するものと思われる。前稿執筆以降に新規参入してきた負債のある法人をみてみると、①4億8589万9000円(「特35」)、②6億1364万1000円(「特37」)、③5億2578万円(「特39」)、④6億7500万円(「特43」)などである。

最後に借入金の存在しない法人もみておこう。借入金がない法人は、49法人のうち9法人で全体の18.37%である。その内訳は、「複合」型が19法人中1法人(5.26%)、「半複合」型が23法人中5法人(21.74%)、そして「単一」型が7法人中3法人(42.86%)である。

### 3. 保育所を運営する社会福祉法人の状況分析

ここでの分析対象は、A県に所在する保育所運営法人の類型、規模、負債の状況である。

#### a. 社会福祉法人(保育所)の類型分析

(表2)は、保育所にかかる「報告書」を整理したものである。「法人」欄中の「併」とあるのは、特別養護老人ホームを併設する法人をあらわしている。「類型」中の「単」とあるものは、保育所を1施設のみ運営するか、保育所およびその附帯事業として放課後児童健全育成事業等を実施している「単一」型法人をあらわしている。「半」とあるものは、単一法人が公益事業、たとえば、訪問介護事業、訪問入浴事業、居宅介護支援等や収益事業を実施している「半複合」型法人をさしている。「複」とあるものは保育所を複数運営するか、保育所と特養、ケアハウス、養護老人ホーム等の老人福祉施設や他の社会福祉施設等を運営している「複合」型法人をあらわしている。

「報告書」によると、A県で保育所運営にかかる社会福祉法人は92法人で、保育所の総数は107ヶ所である。利用定員総数は10,952名となっており、特養を併設する法人は6法人である。

法人類型をみてみると、92法人のうち詳細が不明の法人を除く、91法人のうち「単一」型が69法人と最も多く法人全体の75.83%を占めている。次いで「複合」型が16法人で全体の17.58%である。そして「半複合」型が6法人で全体の6.59%と最も少ない。このことから、保育所を運営する法人は「一法人一施設」の傾向が強いといえるであろう。

#### b. 社会福祉法人(保育所)における施設規模の類型別分析

##### i) 純資産規模の類型別分析

ここでは、保育所を運営する社会福祉法人の規模を純資産総額を対象に分析する。純資産の総額(資産の総額)をみてみると、最大規模の法人が9億3601万1232円であり、最小のものが3078万496円となっている。両者には純資産規模で30倍以上

(表2-1) 保育所運営法人の純資産総額と負債の状況(2006.3.31)

法人	型	純資産総額 円	借入金計 円	比率 %	法人	型	純資産総額 円	借入金計 円	比率 %
保01	複	136,997,360	0	0.00	保29	単	124,163,000	0	0.00
保02	単	40,997,283	0	0.00	保30	単	42,903,077	0	0.00
保03	単	51,825,881	0	0.00	保31	複	213,012,970	0	0.00
保04	複	269,175,298	0	0.00	保32	単	936,011,232	72,000,000	7.69
保05	複	237,274,738	0	0.00	保33	単	44,051,478	0	0.00
保06	単	77,560,000	0	0.00	保34	単	111,926,020	0	0.00
保07	単	172,266,357	28,829,000	16.74	保35	単	145,315,955	0	0.00
保08	単	186,099,279	24,452,000	13.14	保36	単	183,806,010	0	0.00
保09	単	79,563,351	0	0.00	保37	単	219,099,004	13,000,000	5.93
保10	単	156,991,706	0	0.00	保38	半	147,138,011	2,000,000	1.36
保11	半	163,715,504	0	0.00	保39	単	52,477,799	0	0.00
保12	単	86,608,704	0	0.00	保40	複	242,871,000	16,000,000	6.59
保13	単	93,302,404	0	0.00	保41	単	189,750,800	3,000,000	1.58
保14	単	153,956,110	8,800,000	5.72	保42	単	219,577,890	7,110,000	3.24
保15	複	666,336,000	93,586,000	14.04	保43	単	56,028,954	0	0.00
保16	単	173,693,948	0	0.00	保44	単	83,927,614	0	0.00
保17	単	187,953,108	0	0.00	保45	単	73,003,492	0	0.00
保18	単	71,307,656	16,140,000	22.63	保46	複	411,219,998	28,000,000	6.81
保19	単	224,720,234	4,224,600	1.88	保47	単	251,664,204	0	0.00
保20	単	201,764,301	6,000,000	2.97	保48	単	119,907,251	2,260,000	1.88
保21	単	117,965,932	10,500,000	8.90	保49	単	168,933,000	0	0.00
保22	単	86,564,061	0	0.00	保50	単	68,947,076	0	0.00
保23	単	48,275,286	0	0.00	保51	単	52,442,843	0	0.00
保24	単	131,179,941	0	0.00	保52	単	207,176,347	76,500,000	36.93
保25	半	263,746,505	54,700,133	20.74	保53	単	170,409,426	32,000,000	18.78
保26	単	94,032,000	0	0.00	保54	半	208,647,314	35,000,000	16.77
保27	単	149,048,475	66,000,000	44.28	保55	単	153,239,942	24,500,000	15.99
保28	単	73,053,870	0	0.00	保56	複	235,462,491	37,660,000	15.99

(表2-2) 保育所運営法人の純資産総額と負債の状況(2006.3.31)

法人	型	純資産総額 円	借入金計 円	比率 %	法人	型	純資産総額 円	借入金計 円	比率 %
保57	単	83,410,635	0	0.00	保81	単	148,506,000	14,000,000	9.43
保58	単	75,852,302	0	0.00	保82	半	153,275,162	55,000,000	35.88
保59	単	95,905,000	0	0.00	保83	単	113,668,000	13,500,000	11.88
保60	単	124,851,596	0	0.00	保84	単	149,871,427	12,650,000	8.44
保61	単	51,941,827	0	0.00	保85	単	97,926,817	18,000,000	18.38
保62	単	30,780,496	0	0.00	保86	単	55,870,104	2,700,000	4.83
保63	単	116,624,952	11,200,000	9.60	併01	複	820,406,982	0	0.00
保64	単	125,158,700	1,000,000	0.80	併02	複	1,102,634,082	228,750,000	20.75
保65	単	82,882,945	0	0.00	併03	複	2,544,336,000	74,850,000	2.94
保66	複	821,632,584	25,000,000	3.04	併04	複	3,807,729,274	394,730,000	10.37
保67	複	185,730,473	3,878,550	2.09	併05	複	875,060,220	613,002,000	70.05
保68	半	198,340,973	32,500,000	16.39	併06	複	1,244,532,015	45,018,000	3.62
保69	単	160,230,878	3,000,000	1.87					
保70	単	40,040,855	0	0.00					
保71	単	301,068,000	25,000,000	8.30					
保72	単	183,578,236	22,200,000	12.09					
保73	単	124,822,000	12,000,000	9.61					
保74	単	180,951,000	23,180,000	12.81					
保75	単	78,342,481	32,900,000	42.00					
保76	単	167,131,000	0	0.00					
保77	単	96,934,551	0	0.00					
保78	単	123,813,913	0	0.00					
保79	単	37,306,583	0	0.00					
保80	単	不備	不備	不備					

a. 法人類型

「複合」型 16法人 (17.58%)

「半複合」型 6法人 (6.59%)

「単一」型 69法人 (75.83%)

---

91法人 (100.00%)

b. 類型別負債状況

「複合」型 9法人 (20.93%)

「半複合」型 5法人 (11.63%)

「単一」型 29法人 (67.44%)

---

43法人 (100.00%)

注) 本表中の特設「併設」の6法人は(表1)から再掲した。

(出所:「報告書」より筆者が作成)

の格差が認められる。純資産の平均値が、1億6052万2319円である。また純資産額が1億円に満たない法人が31法人存在し、純資産総額が不明の法人を除く91法人全体の34.07%を占めている。なお、この31法人の全てが、運営する保育園数が1ヶ所のみで単体であり他事業を行っていない。

法人類型別の純資産規模をみておくと、「複合」型法人の純資産総額の最大は38億772万9274円、最小は1億3699万7360円で、平均額は8億7103万8135円となる。類型内格差は6.36倍である。また「半複合」型法人の同総額の最大は2億6374万6505円、最小は1億5327万5162円で、平均額は1億8914万3912円である。類型内格差は、1.72倍である。そして「単一」型法人の同総額の最大は9億3601万1232円、最小は3078万496円となっている。その平均額は1億3305万7429円である。類型内格差は、30.41倍である。法人類型間における純資産総額の平均値だけをみると「複合」型から「半複合」型へ、そして「単一」型になるに従って減少していることがわかる。

## ii) 定員規模の類型別分析

次に定員規模をみてみよう。前後するが(表6, 7, 8)を見ていただきたい。92法人が運営する107保育所全体では、最大が260人、最小が30人で平均定員は119.04人である。施設全体の定員格差は、8.67倍である。類型別にみると「複合」型法人の最大が220人、最小が45名で平均定員は116.55人である。類型内格差は、4.89倍である。「半複合」型法人では、最大が120名、最小が30名で、平均定員は、87.86人である。類型内格差は、4.00倍である。「単一」型法人の最大が260名で、最小が30名で、平均定員は、97.43人である。類型内格差は、8.67倍となっている。平均定員をみる限り、「複合」型から「半複合」型へ、そして「単一」型へいくに従って減少していることがみてとれる。

## c. 社会福祉法人(保育所)における負債の類型別分析

財務の詳細が不明法人を除いた91法人のうち負

債(借入金)のある法人は45法人で全体の49.45%である。類型別負債状況を見ると、「複合」型が16法人中11法人(68.75%)、「半複合」型が6法人中5法人(83.33%)、「単一」型が69法人中29法人(42.03%)となっている。

次に負債残高をみると、最高額が9358万6000円で最少額が100万円となっており、その平均は2424万9257円となっている。負債の純資産に対する比率は、最大は44.28%、最小が0.80%となり、平均値は12.45%である。

また法人類型別の負債残高平均額を見ていくと、「複合」型が1億4186万1323円、「半複合」型が3584万27円、「単一」型が2022万9159円となっており、「単一」型から「半複合」型へ、「半複合」型から「複合」型へと事業規模が拡大するほど借入金が多い傾向となっている。

最後に借入金の存在しない法人もみておこう。借入金がない法人は、91法人のうち46法人で全体の50.55%である。その内訳は、「複合」型が16法人中5法人(31.25%)、「半複合」型が6法人中1法人(16.67%)、そして「単一」型が69法人中40法人(57.97%)である。

## 4. 特養および保育所運営における人件費の比較分析

本章では、特養および保育所運営にかかる人件費の各施設の年間収入に占める割合をそれぞれの法人類型ごとに分析する。

人件費とは広くは施設職員の給与のことであるが、具体的には、①職員俸給、②職員諸手当、③非常勤職員給与、④退職金、⑤退職共済掛金、⑥法定福利費の総計をいう。ここでは、収支計算書に記載されている上記6項目の総計である「人件費区分」をとりあげる<sup>9)</sup>。

### a. 特養にかかる人件費の法人類型別分析

#### i) 「複合」型法人が運営する特養

(表3)は「複合」型法人が運営する特養の収入と人件費の状況を整理したものである。いうまでもなく収入は定員に応じて増減するものであるから

(表3) 複合型特養の収入、人件費の状況

法人	定員	収入 円	人件費計 円	比率 %
特01	80	322,726,225	200,723,599	62.20
特02	80	376,491,819	209,419,259	55.62
特03	80	329,751,414	231,456,675	70.19
特06	70	342,424,477	161,512,911	47.17
特11	75	390,327,757	197,243,732	50.53
特13	80	330,151,341	164,346,874	49.78
特15	58	240,971,992	151,319,028	62.80
特28	50	250,955,000	131,282,000	52.31
特34	50	200,012,408	110,875,668	55.43
特42	50	197,304,000	137,903,000	69.89
特43	70	336,016,792	193,709,326	57.65
併01	150	581,288,057	387,844,056	66.72
併02	50	209,934,865	132,267,054	63.00
併03	90	355,210,000	210,783,000	59.34
併03	50	197,871,000	124,244,000	62.79
併04	80	310,435,129	175,325,263	56.48
併04	80	331,401,470	135,097,126	40.77
併05	80	326,005,419	169,139,147	51.88
併06	50	205,467,795	124,384,310	60.54

a. 定員 最大150名。最小50名。平均72.26名。

b. 収入に対する人件費比率  
(人件費)最大 70.19%  
最小 40.77%

格差 29.42%

平均 57.64%

注)「複合」型のうち「特35」法人は2006年3月29日開所の為に除外した。  
また「特22」法人は資料不備の為除外したので、19法人の運営する19特養である。  
同じ法人Noは、同一法人が運営する特養である  
(出所:「報告書」より筆者が作成)

(表4)「半複合」型特養の定員、収入、人件費の状況

法人	定員	収入 円	人件費計 円	比率 %
特04	100	402,804,000	229,076,000	56.87
特07	80	314,720,000	215,807,000	68.57
特12	65	246,357,273	109,657,094	44.51
特14	90	396,925,686	256,094,911	64.52
特16	80	310,383,000	179,451,000	57.82
特17	80	356,875,592	192,868,718	54.04
特18	80	310,750,000	196,954,000	63.38
特19	70	444,019,958	238,969,283	53.82
特20	105	423,688,000	222,182,000	52.44
特21	70	276,039,000	137,194,000	49.70
特23	80	317,990,000	171,618,000	53.97
特24	50	208,696,211	121,542,829	58.24
特25	80	441,230,276	261,709,100	59.31
特26	80	318,315,000	149,271,000	46.89
特27	50	207,544,000	107,805,000	51.94
特29	70	266,046,000	139,548,000	52.45
特30	80	317,744,000	181,901,000	57.25
特32	80	323,156,000	189,599,000	58.67
特33	110	467,891,793	304,575,467	65.10
特38	50	193,900,953	114,886,678	59.25
特39	50	196,742,220	88,807,772	45.14
特41	30	105,264,237	38,607,238	36.68

a. 定員 最大110名。最小30名。平均74.09名。

b. 収入に対する人件費比率  
(人件費)最大 68.57%  
最小 36.68%

格差 31.89%

平均 55.03%

※事業費分析対象は、不明の2施設を除く20施設である。  
(出所:「報告書」より筆者が作成)

定員規模によってその収入額が異なる。そこで、収入総額に対する人件費のそれぞれの支出比率を算出した。

本類型に属する施設のうち人件費比率の最大は70.19%で最小は40.77%であり、同比率の平均は57.64%であった。類型内格差は29.42%認められた。

ii) 「半複合」型法人が運営する特養

(表4)は「半複合」型法人が運営する特養の定員、収入、人件費の状況を整理したものである。本類型に属する施設のうち人件費比率の最大は68.57%で最小は36.68%であった。同比率の平均は55.03%である。31.89%の類型内格差が認められた。

iii) 「単一」型法人が運営する特養

(表5)は「単一」型法人が運営する特養の定員、収入、人件費を整理したものである。

本類型に属する施設のうち、人件費比率の最大は71.25%で最小は41.68%で平均は55.58%である。同比率の類型内格差は、29.57%となっている。

以上、特養を運営する各法人の類型別分析をみてきた。各類型間に大きな相違は認められないが、それぞれの類型内において格差が認められた。人件費比率の最大と最小の格差が各類型間で29.42%から31.89%の幅を有している。今少しこの点について検討を加えてみよう。

特養を運営する各法人類型のうち、人件費比率の平均値幅は55.03%から57.64%である。そこで各

(表5)「単一」型特養の定員、収入、人件費の状況

法人	定員	収入 円	人件費計 円	比率 %
特05	57	230,744,887	134,961,724	58.49
特08	50	185,111,000	131,890,000	71.25
特09	80	320,703,000	199,109,000	62.09
特10	75	314,114,012	153,362,934	48.82
特31	80	299,003,970	152,223,838	50.91
特36	70	282,747,661	157,815,844	55.82
特37	50	222,560,822	92,762,871	41.68

a. 定員 最大80名。最小50名。平均66.00名。

b. 収入に対する人件費比率  
(人件費)最大 71.25%  
最小 41.68%

格差 29.57%

平均 55.58%

(出所:「報告書」より筆者が作成)

法人類型の中から人件費比率が55%以下の特養を析出すると20施設が該当した。それぞれの施設運営を行う法人の負債の有無および対純資産比率を(表1)から拾いあげると以下のとおりである。

1)「特06」(有・84.75%), 2)「特11」(有・63.97%), 3)「特13」(有・0.74%), 4)「特28」(有・不明), 5)「併04」(有・10.37%), 6)「併05」(有・70.05%), 以上「複合」型。7)「特12」(無), 8)「特17」(有・9.32%), 9)「特19」(無), 10)「特20」(有・不明), 11)「特21」(有・0.64%), 12)「特23」(有・17.80%), 13)「特26」(有・15.68%), 14)「特27」(有・17.67%), 15)「特29」(有・11.13%), 16)「特39」(有・137.42%), 17)「特41」(無), 以上「半複合」型。18)「特10」(有・21.92%), 19)「特31」(有・61.67%), 20)「特37」(有・201.70%), 以上「単一」型。

20施設の内訳を法人類型別にみると, ①「複合」型が6法人(30.00%), ②「半複合」型が11法人(55.00%), ③「単一」型が3法人(15.00%)である。

人件費比率が55%を下回る20施設を運営する法人のうち負債を有するものが17法人(85.00%)である。以上の分析を見る限り, 人件費を圧迫する一因として負債の存在は看過できない。

## b. 保育所における人件費の法人類型別分析

### i) 「複合」型法人が運営する保育所

(表6)は「複合」型法人が運営する保育所の定員、収入、人件費の状況を整理したものである。保育所も特養と同様に定員に応じてその収入額が異なる。そこで、収入総額に対する人件費の支出比率を算出し分析をおこなった。本類型に属する施設のうち人件費比率の最大が84.82%で最小は53.28%、同比率の平均は69.03%で31.54%の類型内格差が認められた。

### ii) 「半複合」型法人が運営する保育所

(表7)は「半複合」型法人が運営する保育所の定員、収入、人件費の状況を整理したものである。本類型に属する施設のうち人件費比率の最大は84.76%で最小は66.39%であり、同比率の平均は72.12%で18.37%の類型内格差が認められた。

### iii) 「単一」型法人が運営する施設

(表8-1, -2)は「単一」型法人が運営する保育所の定員、収入、人件費の状況を整理したものである。本類型に属する施設のうち人件費比率の最大は84.10%で最小は39.47%で平均は69.33%である。同比率の類型内格差は、44.63%となっている。

以上、保育所を運営する各法人の類型別分析をみてきた。各類型間に大きな差異は認められないが、特養の分析と同様に、それぞれの類型内において格差が認められた。人件費比率の最大と最小の格差が各類型間で18.37%から44.63%の幅を有している。この点についてさらなる検討を加えてみよう。

まず法人類型間における人件費比率の平均値幅は、69.03%から72.12%である。平均値下限の69%以下の保育所をみると32施設30法人(施設を複数運営する法人が2法人)存在した。その30法人の負債の有無と純資産比率を分析すると以下のとおりである。

1)「保15」(有・14.04%), 2)「保25」(有・20.74%), 3)「保31」(無), 4)「保40」(有・6.59%), 5)「保46」(有・6.81%), 6)「保66」(有・3.04%), 7)「保67」(有・2.09%), 8)「併02」(有・20.75%), 9)「併04」(有・10.37%), 10)「併06」(有・3.62%), 以上「複合」型法

(表6)「複合」型保育所の定員、収入、人件費

法人	(定)員	収入 円	人件費計 円	比率 %	法人	(定)員	収入 円	人件費計 円	比率 %
保04	140	113,711,476	82,517,969	72.57	併01	130	118,232,744	94,760,793	80.15
保04	120	99,131,070	76,539,631	77.21	併02	120	118,120,581	73,362,047	62.11
保05	120	103,587,394	72,824,845	70.30	併02	100	83,548,649	46,753,938	55.96
保05	80	62,593,727	53,090,212	84.82	併03	90	94,086,000	66,329,000	70.50
保15	220	168,293,000	125,162,000	74.37	併04	150	128,231,408	81,003,813	63.17
保15	170	126,934,000	91,499,000	72.08	併04	120	122,120,004	85,652,721	70.14
保15	180	157,307,000	105,793,000	67.25	併05	90	76,836,656	53,371,120	69.46
保25	150	137,114,906	93,049,147	67.86	併06	45	57,157,388	36,467,199	63.80
保31	80	92,463,475	49,261,906	53.28					
保31	90	101,041,814	55,876,162	55.30					
保40	90	105,159,000	73,930,000	70.30					
保40	90	89,814,000	55,111,000	61.36					
保46	45	40,928,602	23,487,816	57.39					
保56	180	183,209,955	143,876,353	78.53					
保66	90	104,773,430	82,064,502	78.33					
保66	90	108,503,119	79,354,803	73.14					
保66	120	138,018,721	98,078,367	71.06					
保66	150	158,088,949	106,208,418	67.18					
保66	60	88,378,747	64,385,092	72.85					
保67	180	163,342,537	125,586,031	76.89					
保67	90	109,432,135	70,557,839	64.48					

a. 定員 最大220名。最小45名。  
平均116.55名。

b. 収入に対する人件費比率  
(人件費)最大 84.82%  
最小 53.28%

---

格差 31.54%

---

平均 69.03%

注)「併」とあるのは、特養を併設する法人が運営する保育所である。同じ法人Noは、同一法人が運営する保育所である。

(出所:「報告書」より筆者が作成)

人。11)「保68」(有・16.39%)、以上「半複合」型法人。  
12)「保01」(無)、13)「保09」(無)、14)「保17」(無)、  
15)「保19」(有・1.88%)、16)「保20」(有・2.97%)、  
17)「保22」(無)、18)「保34」(無)、19)「保35」(無)、  
20)「保39」(無)、21)「保41」(有・1.58%)、22)「保42」  
(有・3.24%)、23)「保47」(無)、24)「保49」(無)、25)  
「保50」(無)、26)「保51」(無)、27)「保55」(有・15.99%)、  
28)「保57」(無)、29)「保60」(無)、30)「保62」(無)、  
以上「単一」型法人。

30施設の内訳を法人類型別にみると、①「複合」  
型10法人(33.33%)、②「半複合」型1法人(3.33%)、  
③「単一」型19法人(63.34%)である。

人件費比率が69%を下回る30施設を運営する法人のうち負債を有するものが15法人(50%)である。特養の場合に比べて割合が低いとはいえ、保育所運営法人においても負債の存在が人件費を抑制する要因の一つとして考えることができよう。

(表7)「半複合」型保育所の定員、収入、人件費の状況

法人	定員	収入 円	人件費計 円	比率 %
保11	45	63,183,574	45,256,721	71.63
保11	30	53,921,055	37,880,373	70.25
保24	120	111,500,228	78,126,045	70.07
保38	120	124,320,870	105,368,897	84.76
保54	120	124,507,292	88,466,388	71.05
保68	120	110,413,366	73,303,514	66.39
保82	60	56,998,557	40,314,114	70.73

a. 定員 最大120名。最小30名。平均87.86名。  
b. 収入に対する人件費比率  
(人件費)最大 84.76%  
最小 66.39%

---

格差 18.37%

---

平均 72.12%

注)「保11」法人の運営する保育所は2施設あるが、同一施設で実施されている夜間保育が提示されている。

(出所:「報告書」より筆者が作成)

(表8-1)「単一」型保育所の定員、収入、人件費の状況

法人	(定)員	収入 円	人件費計 円	比率 %	法人	(定)員	収入 円	人件費計 円	比率 %
保01	90	63,039,106	46,778,101	74.20	保33	45	82,622,446	63,716,395	77.12
保01	60	105,194,874	69,239,685	65.82	保34	120	98,434,253	61,864,887	62.85
保02	30	37,196,125	29,381,896	78.99	保35	90	96,062,782	62,645,986	65.21
保03	120	106,301,404	79,457,075	74.75	保36	90	110,835,980	77,627,220	70.04
保06	120	108,768,000	82,670,000	76.01	保37	150	147,256,761	105,302,925	71.51
保07	90	97,725,695	73,457,886	75.17	保39	60	62,430,613	41,440,846	66.38
保08	90	98,673,562	75,006,635	76.01	保41	90	104,194,873	71,084,605	68.22
保09	120	93,555,198	59,926,481	64.05	保42	120	120,998,593	82,661,420	68.32
保10	150	126,079,000	90,262,000	71.59	保43	45	56,445,560	40,062,167	70.97
保12	120	97,649,483	74,879,139	76.68	保44	90	73,313,181	53,397,779	72.84
保13	90	104,115,294	77,658,017	74.59	保45	90	101,240,478	72,827,271	71.93
保14	260	188,577,124	132,954,457	70.50	保47	180	161,791,768	105,158,797	65.00
保16	120	102,687,887	71,823,378	69.94	保48	140	132,127,220	92,001,870	69.63
保17	90	86,186,675	59,407,681	68.93	保49	120	123,358,000	80,943,000	65.62
保18	120	102,711,092	71,026,730	69.15	保50	60	72,531,690	40,518,284	55.86
保19	150	131,670,205	81,850,431	62.16	保51	90	119,743,403	77,630,392	64.83
保20	90	95,856,694	64,538,649	67.33	保52	120	149,387,957	104,052,399	69.65
保21	90	84,368,701	62,252,624	73.79	保53	90	98,050,027	73,609,514	75.07
保22	110	94,216,804	60,192,076	63.89	保55	180	162,329,449	111,342,761	68.59
保23	90	91,337,972	70,999,320	77.73	保57	40	37,809,099	24,686,590	65.29
保26	90	90,175,000	63,719,000	70.66	保58	30	52,697,737	42,397,231	80.45
保27	90	94,485,336	70,709,890	74.84	保59	120	106,540,000	78,174,000	73.38
保28	60	72,276,737	52,111,681	72.10	保60	60	85,170,265	56,229,065	66.02
保29	45	45,371,000	32,297,000	71.18	保61	60	69,193,180	42,657,028	61.65
保30	40	33,675,954	28,321,393	84.10	保62	60	67,588,891	26,674,532	39.47

(表8-2)「単一」型保育所の定員、収入、人件費の状況

法人	(定)員	収入 円	人件費計 円	比率 %
保63	150	141,276,902	105,391,215	74.60
保64	90	106,473,700	69,976,073	65.72
保65	45	58,062,722	34,196,787	58.90
保69	120	114,764,246	74,799,382	65.18
保70	120	76,677,381	58,975,946	76.91
保71	180	177,490,000	128,218,000	72.24
保72	110	89,404,236	67,311,251	75.29
保73	80	97,049,000	61,420,000	63.29
保74	90	76,052,000	39,749,000	52.27
保75	90	114,743,602	74,279,492	64.74
保76	60	86,093,000	63,551,000	73.82
保77	80	79,303,340	54,412,927	68.61
保78	120	84,716,867	58,955,042	69.59
保79	45	44,416,434	32,508,240	73.19
保81	80	100,515,000	61,154,000	60.84
保83	60	71,051,000	41,729,000	58.73
保84	90	94,493,737	60,824,888	64.37
保85	120	114,185,755	88,673,807	77.66
保86	60	62,052,072	48,046,313	77.43

a. 定員 最大120名。最小30名。  
平均87.86名。

b. 収入に対する人件費比率  
(人件費)最大 84.10%  
最小 39.47%

格差 44.63%

平均 69.33%

注)「保01」法人が運営する保育所は2ヶ所であるが、同一敷地内にあり公益事業等も行っていないことから「単一」の類型に編入した。  
「保32」「保80」法人は、資料不備の為に除外した。

(出所:「報告書」より筆者が作成)

## 5. 課題と展望

本章では、これまでみてきた社会福祉法人の検討結果を整理し今後の展望を提起する。

### a. 検討結果の整理

#### i) 事業形態比較

特養運営法人においては、単一施設に加えて公益事業等の運営をしているものが最も多く、次いで他の社会福祉施設などの複数施設を運営するものが多い。また保育所運営法人では、単一施設だけの運営をしているものが最も多く、次いで複数施設を運営するものが多い。いわゆる「一法人一施設」は、特養運営法人よりも保育所運営法人にその傾向が強い。

#### ii) 負債状況比較

特養運営法人のうち80%を超えるものが負債を有しており、保育所運営法人の場合も約50%が負債を有している。また負債残高の平均値も特養運営法人が2億7191万806円であるのに対して保育所運営法人は2424万9257円となっている。両者の差異は、11.21倍である。これは施設整備にかかる費用の相違をそのまま反映していると考えられる。すなわち生活型施設(特養)か通所型施設(保育所)の違いであり、生活型施設の方が施設整備費が高いことによる。

#### iii) 人件費比較

対収入における人件費支出では、全体的に保育所運営法人が特養運営法人より多い割合となっている。この場合に留意しておかなくてはならないことは、保育所に見られる通所施設型の措置費体系と特養に見られる生活施設型の介護報酬体系との相違である。また本稿では、紙幅の関係から人件費のみを分析したが、注6)でも述べたように、職員俸給、諸手当、非常勤職員給与など人件費の詳細を分析する必要がある。

なお特養と保育所の対収入における人件費支出分析の結果から、これまであまり論じられてこな

かった負債の存在が人件費圧迫の看過できない要因と考えられる。

#### iv) 「報告書」の問題点

本稿の検討に際して「社会福祉法人現況報告書」を用いたが、その記載に問題点が見受けられた。特に財務諸表のうち、負債総額のみを記載しており、負債内容の把握が困難なものが散見された。また特養にあつては、「会計基準」と「指導指針」という二つの会計方式が混在している<sup>7)</sup>。今後は特養以外の事業所を運営する社会福祉法人との整合性の観点から「会計基準」に準拠することが必要と思われる。

### b. 今後の展望

最後に社会福祉法人の今後の展望を述べておきたい。

#### i) 特養と保育所を運営する社会福祉法人の業務提携

少子高齢社会に伴う保育・介護の必要性はこれからますます高まるであろう。少子化が進むなかで、保育はこれまでの形態を超えた、新たなニーズが利用者からうまれてくると考えられる。介護の必要性も今後さらに増大するであろうことは容易に想像できよう。

筆者は、保育所を運営する社会福祉法人と特養を運営する社会福祉法人の業務提携を新たな方向性として提唱したい。社会福祉法人がそれぞれの領域を超えた視点を持ち、互いに手を結び社会の要請にこたえていく。そして地域社会の住民の権利保障を“になう”ことが非営利法人である社会福祉法人の存在意義ともなるのである。

#### ii) 業務提携の具体化

施設整備には多額の費用がかかるため、その多くを借入金によって社会福祉法人は事業運営してきた。特養に関していえば、施設整備にかかる費用は法人から最終的には個々の利用者へ利用料として転嫁される仕組みは前稿で述べた<sup>8)</sup>とおりである。整備に多くの資金を必要とする従来型施設

を改め、5名以下による住宅の集合体をホームと見なすのである。その区域に保育所を組み込み、全体の運営を提携した複数の社会福祉法人が行うというものである。

最近の高齢者介護の動向では、「地域密着型」施策で市町村に許認可権が付与されているが、高齢者だけでなく保育、さらには他の福祉領域へもより拡大されていくべきであろう。

### iii) 社会福祉法人による運動論の展開

筆者は社会福祉法人が施設整備にかかる負債を有することには疑義の念を抱いてきた。特養や保育所、さらには障害を持つ人々のための施設整備にかかる費用はその全額を国の責任において整備すべきであると考えた。社会福祉法人制度が創設されてから半世紀以上を経過した現在においても、福祉・介護を要する人々に対するケアの最終責任は国にある。市町村への権限委譲によって国の最終責任が回避されるわけではない。

これまで社会福祉法人は国からの上意をただ受けるという消極的姿勢であった。業界団体においても国に対して“要望”するだけで、国に対する運動の主体たり得ることは少なかった。しかし社会福祉法人が日々直面している現場の中にこそ、福祉問題といわれるものの本質把握と解決の糸口があることを看過してはならない。いま、運動の主体として社会福祉法人が国に対して声をあげるべき時にきている。

### iv) 社会福祉運営論からの社会福祉学へのアプローチ

筆者はこれまでいわゆる社会福祉の現場、特に特養を中心にその研究領域を定めてきた。自身がその場にいることも大きな理由であるのだが、何よりも社会福祉の現場で発生している諸問題を抽象化する作業から、社会福祉の本質へ迫れると考えたからである。

古川孝順は「社会福祉の運営部門についての研究が政策部門と援助部門の統合的把握という年来の課題に寄与しうる可能性をもつ」<sup>9)</sup>と社会福祉

運営論の意義を説いている。これは社会福祉理論における政策論と技術論の歴史的対立を意識したものであるが、この古川の見解は正しいと思われる。さらに筆者は「権利保障」を社会福祉理論の中心に指定するが故に、その実現のための運動論が不可欠であると考えている。

そして新たな社会福祉学構築には社会保障法学がその基礎を担うことの妥当性を前稿で主張したのである。筆者のこれらの取り組みは、社会福祉運営論の立場から行われる既存の社会福祉理論への批判的検討に繋がるものである。

## おわりに

本稿では、社会福祉法人の負債と人件費についての検討をおこなったが、研究精度をさらに高めるために人件費の詳細分析を引き続き行いたい。また社会福祉法人が憲法第84条にいう「公の支配に属する」存在として受けている行政監査の実態とその問題点を「社会福祉法人監査論」として明らかにすることを筆者の課題として本稿の結びとしたい。

### 注)

- 1) 田邊隆聖「社会福祉法人の課題と展望－特別養護老人ホームの運営を中心に－」(金沢大学大学院人間社会環境研究科「人間社会環境研究」第13号, 2007.3)
- 2) 井上英夫は、人権保障の立場から従来より用いられてきた「マンパワー」概念と峻別し「ヒューマンパワー＝人権のない手」という新たな概念を提唱した。そして「担う」ではなく「になう」という表記を充てている。(井上英夫「社会保障・社会福祉の仕事と人権のない手をめぐる課題」『社会保障・社会福祉大事典』旬報社, 2004, p.586)
- 3) 前稿の脱稿直前に前田達男(労働法)より、現在の少子高齢社会に鑑み保育所を有する社会福祉法人の分析も不可欠ではないかとのコメントを得たことも契機の一因となっている。
- 4) 筆者が、2006年8月にA県知事宛に公文書開示請求を行ったのは、A県内に所在する特別養護老人ホームならびに保育所を運営する社会福祉法人が毎年6月末までに所轄官庁へ提出する「社会福祉法人現況報告書」である。同報告書には、法人基礎情報(法人所在地等の概要、法人代表者、法人が運営

- する事業、法人役員、理事会・評議員会の開催状況等の情報が記載されている。また関連書類として、財務諸表等が添付されている。
- 5) 新谷司は、居宅介護支援事業は独立採算が困難であるが、特養事業等の介護事業の営業部門として要介護者の囲い込み拠点となることを指摘している。新谷司「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の事業経営」(野村秀和編『高齢社会の医療・福祉経営 非営利事業の可能性』桜井書店, 2005, p.98)
- 6) 本稿では、紙幅の都合上「人件費支出」のみをとりあげた。介護労働および保育労働の現状に立ち入るには、さらに人件費区分を分析する必要がある。筆者は人件費区分のうち「職員俸給」「職員諸手当」「非常勤職員給与」の3項目について既に分析を終えて
- いる。この点に関しては他日を期して整理する。
- 7) 特養(介護老人福祉施設)における会計方法のうち、「会計基準」と「指導指針」の2つが存在し、各法人によって方式の採用は区々である。その経緯については、新谷司の研究が詳しい。新谷司「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の事業経営」(野村秀和編『高齢社会の医療・福祉経営 非営利事業の可能性』桜井書店, 2005, pp.98-99)
- 8) 田邊隆聖「社会福祉法人の課題と展望 -特別養護老人ホームの運営を中心に-」(金沢大学大学院人間社会環境研究科「人間社会環境研究」第13号, 2007.3)p.96
- 9) 古川孝順「社会福祉の運営 組織と過程」(有斐閣, 2001)p.7